第明治三十五種郵便物認可

平成２９年（フ）第７０４号
川崎市高津区二子４丁目１番６号　持田ビル302
債務者　池田　亜子（旧姓鶴田）
１　決定年月日時　平成29年12月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７２５号
川崎市幸区南加瀬２丁目14番17号　ニューハイムタカコシＢ　202
債務者　大本　博司
１　決定年月日時　平成29年12月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７２６号
川崎市幸区南加瀬２丁目14番17号　ニューハイムタカコシＢ　202
債務者　大本ファナイ　ロージイこと　ＦＡＮＡＩ　ＲＯＺＹ
１　決定年月日時　平成29年12月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７４７号
川崎市多摩区登戸2851番地12　クレストフォルム向ヶ丘遊園　305
債務者　佐々木拓男
１　決定年月日時　平成29年12月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８００号
川崎市宮前区有馬６丁目14番19－502号　ヴィラ鷺沼
債務者　宮尾のり子
１　決定年月日時　平成29年12月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２６３号
新潟市西蒲区和納2544番地５、前住所新潟市西蒲区巻甲1700番地１、旧住所新潟市西蒲区巻甲1725番地６
債務者　難波いつよ（旧姓小林・南波）
１　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３８６号
新潟市江南区長潟１丁目５番24号
債務者　鈴木　雅幸
１　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３９２号
新潟市西区上新栄町３丁目９番９号　スカイタウンほそがいＡ－１、前住所宮城県仙台市太白区茂庭台４丁目３番10－905号
債務者　永井　美香（旧姓土中）
１　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４０４号
新潟市西蒲区曽根4478番地
債務者　多賀　順次
１　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４１５号
新潟市北区上土地亀964番地　Ｒｏｃｋ　ａｎｄ　ｖｉｌｌａｇｅ　ｔｗｏ202号、前住所東京都世田谷区用賀３丁目９番16－303号
債務者　瀬尾　智香（旧姓中澤）
１　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４２４号
新潟市西区須賀４番５号
債務者　小林千代子
１　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４２６号
新潟市北区早通北６丁目６番14号、前住所東京都大田区蒲田２丁目18番17号　リバティーハウス202
債務者　竹村　美緒
１　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７６号
石川県小松市扇原町98番地
債務者　吉倉万里子
１　決定年月日時　平成29年12月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第２８５号
山梨県甲府市武田１丁目２番４号
債務者　飯窪　　豊
１　決定年月日時　平成29年12月11日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２９９号
山梨県甲府市美咲１丁目11番14号　アシスト第２甲府マンション401、前住所山梨県甲府市池田１丁目11番57号
債務者　風間　由美
１　決定年月日時　平成29年12月12日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３８１号
岐阜市長良102番地８　（２Ｆ号室）
債務者　永田　美幸
１　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２３４号
三重県四日市市あかつき台５丁目10番地１、前住所三重県四日市市芝田１－１－13　竹信ビル201
債務者　リンドバーグサラ（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　平成29年12月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係